



令和4年12月2日
財務省関東財務局

第273回国有財産関東地方審議会の開催結果について

本日、「国有財産関東地方審議会（上條正仁 会長）」が関東財務局長の諮問を受けて開催されました。

審議の結果、下記諮問事項について、諮問のとおり処理することを適当と認める答申がなされました。

記

第1 諮問

千葉県松戸市岩瀬に所在する財産を松戸市に対し、市役所敷地として時価売払いすることについて

所在地	区分	数量	相手方	利用計画	処理区分	用途 指定期間
千葉県松戸市岩瀬 〔千葉県松戸市相模 台地区土地区画整 理事業5街区1画 地〕	土地 建物 立木竹 工作物	8,745 m ² 4,820 m ² 10本, 29 m ³ 一式	松戸市	市役所敷地	時価売払	—

(参考)

本財産は、平成28年3月31日に千葉地方検察庁から引き受けた法務総合庁舎等の跡地の一部です。

松戸市は、令和5年3月に本地を取得し、令和8年度までに施設整備を予定しています。

第2 諮問

埼玉県さいたま市浦和区北浦和5丁目に所在する土地を留保財産から除外することについて

所在地	区分	数量	相手方	利用計画	処理区分
埼玉県さいたま市浦和区北浦和5丁目159番	土地	2,234.59 m ²	—	—	留保財産からの除外

(参考)

本財産は令和元年12月、第264回国有財産関東地方審議会答申を得て、留保財産※に決定したのですが、今般、国利用（関東信越国税局業務センター北浦和分室：仮称）の必要性が生じたものです。

今後は、国利用に向けて手続きを進めていく予定です。

※留保財産とは、有用性が高く希少な国有地について、将来世代におけるニーズへの対応のため、「留保財産」として所有権を留保しつつ、地域・社会のニーズを踏まえ、定期借地権による貸付けを行う財産。

【本件に関するお問合せ先】

財務省関東財務局

管財第1部管財総括第1課 こはた 木幡

TEL 048-600-1168 (ダイヤルイン)

(参 考)

〔国有財産地方審議会〕

国有財産の管理及び処分に関する事案の中には、その処理の方向について強い関心もたれるものがあり、これらの事案については、国有財産管理処分機関のみの判断によることなく、広く民間有識者の意見を聴いて処理するため、国有財産法第9条の2、3、4に基づき各財務局に設置されている国有財産地方審議会に諮問し、その調査審議を経ることとされています。

国有財産関東地方審議会委員名簿

氏 名	職 名
井 岡 智 子	(一財)消費科学センター 企画運営委員
上 條 正 仁	(一社)埼玉県経営者協会 名誉会長
金 野 美奈子	東京女子大学現代教養学部 教授
斉 木 正 人	不動産鑑定士
澤 野 正 明	弁護士
竹 内 康	東京農業大学地域環境科学部地域創成科学科 教授
田 中 千 恵	(福)東京都社会福祉協議会 福祉部長
湊 元 良 明	東京商工会議所 理事・事務局長
西 尾 京 介	(株)ユニークエディションズ 代表取締役
長谷川 秀 行	(株)産経新聞社 論説副委員長
平 田 京 子	日本女子大学家政学部住居学科 教授
藤 倉 まなみ	桜美林大学リベラルアーツ学群 教授

(敬称略、五十音順)

※ 国有財産法(抜粋)
(昭和二十三年六月三十日法律第七十三号)

(国有財産地方審議会)
第九条の二 財務局ごとに、国有財産地方審議会(以下「地方審議会」という。)を置く。

第九条の三 地方審議会は、財務局長の諮問に応じて国有財産の管理及び処分について調査審議し、並びにこれに関し財務局長に意見を述べることができる。

2 地方審議会は、前項に規定するもののほか、第二十八条の二第二項、第二十八条の四及び第三十一条の四第三項の規定により諮問される事項を調査審議する。

第九条の四 前条に定めるもののほか、地方審議会の組織及び委員その他の職員その他地方審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

第1 諮問

位置 図



凡 例

 対象財産

第1 諮問

案内図

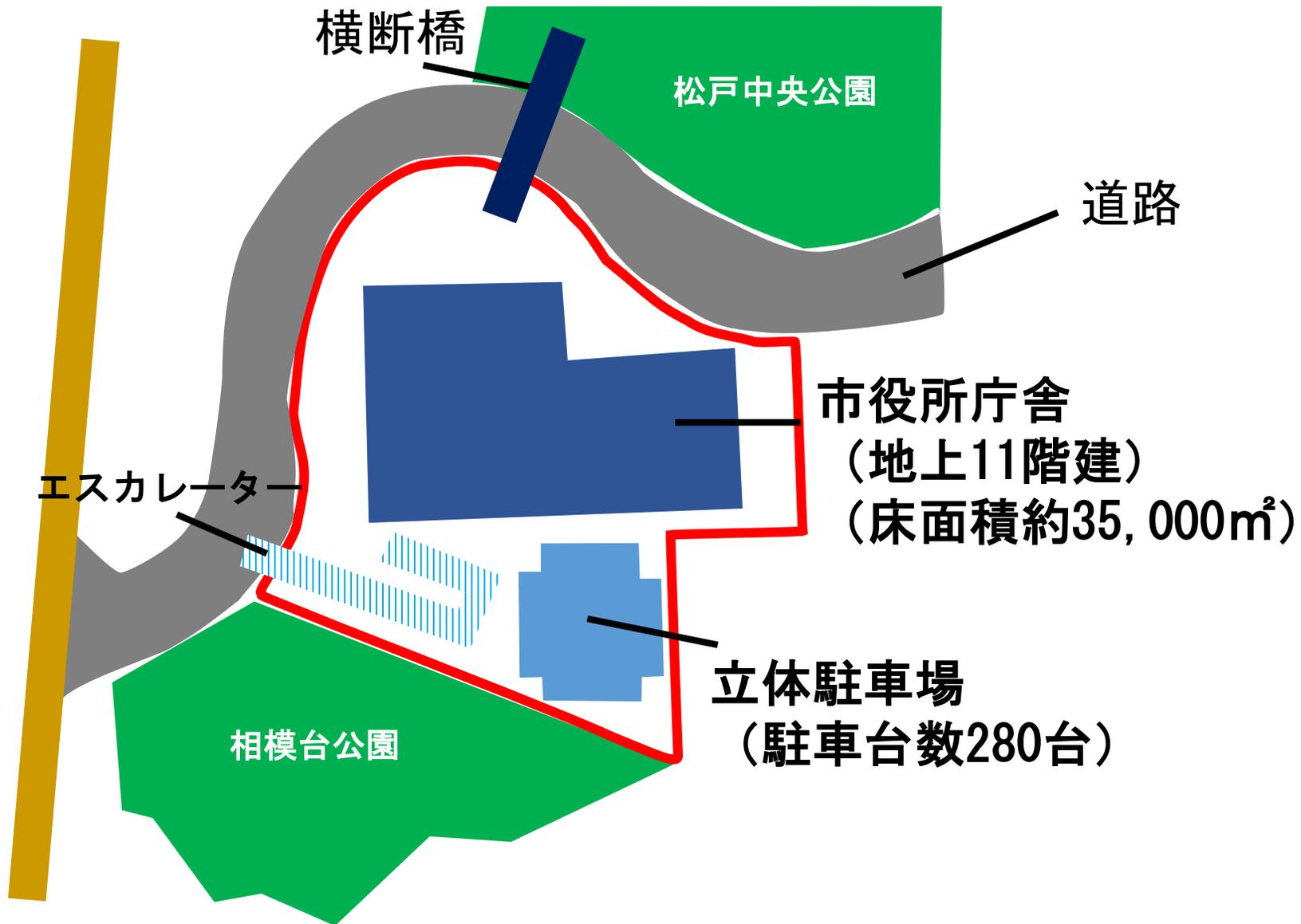


凡例

-  対象財産
-  区画整理事業区域

第1 諮問

利用計画案



第2 諮問

位置図



所在：埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-159 面積：2,234.59㎡
位置：JR京浜東北線北浦和駅の北西約800メートルに位置
用途地域：準工業地域 建ぺい率：60% 容積率：200%

第2 諮問

案内図

